

社会福祉法人広川町社会福祉協議会
災害ボランティア事前登録実施要綱

令和3年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害ボランティアとの連携の強化と、地域における防災・減災に対する意識の高揚を図ることを目的に、社会福祉法人広川町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を事前に登録することに関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 災害ボランティア事前登録の実施主体は、本会とする。

(登録の要件)

第3条 災害ボランティアとして登録できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広川町内に在住、勤務、在学または拠点を有している個人及び団体で、災害時にボランティア活動を行う意思のある者。
- (2) 18歳未満(ただし、学生の場合は18歳になる年度の末日まで)の場合は、保護者の承諾を得た者とする。

(登録の手続き)

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、本会ホームページ上に設ける登録申請フォームによる登録、または、「災害ボランティア登録申込書」(様式1)により登録するものとする。

- 2 本会は、前項により申込書を受理した場合は、「災害ボランティア登録台帳」(様式2)に必要な事項を記載し、登録を行う。

(登録の変更又は削除)

第5条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に申し出るものとする。

- 2 本会は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 登録者から申し出があったとき。
- (2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

(個人情報の取扱い)

第6条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の支援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第7条 本会は、登録者に対し、本会において実施する災害ボランティアに関する研修機会の提供、並びに災害ボランティアセンター設置運営訓練等に関する情報提供を適宜行う。

(保険加入及び免責)

第8条 登録者は、災害ボランティア活動を行う場合、ボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

2 登録者が、災害ボランティア活動中に被った事故等による補償は、前項のボランティア保険の適用の範囲で行うものとし、本会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 災害発生時及び災害発生後の登録についても、この要綱に準じるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。